

8 特別児童扶養手当等について

(1) 手当額について

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当については、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」、昭和60年の「国民年金法等の一部を改正する法律」附則（経過的福祉手当）及び「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」（平成17年法律第9号）に基づき、毎年度、物価の変動に応じて手当額を改定することとされている。（平成17年の物価が基準）

平成22年の全国消費者物価指数は、基準となる平成17年の物価と比較してマイナス0.4%となったことから、平成23年度の手当額は下記のとおり0.4%引き下げとなるので、管内市区町村及び関係機関への周知徹底をお願いしたい。

	(平成22年度)		(平成23年度)
特別児童扶養手当（1級）	50,750円	→	50,550円
（2級）	33,800円	→	33,670円
特別障害者手当	26,440円	→	26,340円
障害児福祉手当	14,380円	→	14,330円
福祉手当（経過措置分）	14,380円	→	14,330円

(参 考)

障害基礎年金1級（月額）	82,508円	→	82,175円
障害基礎年金2級（月額）	66,008円	→	65,741円

(2) 所得制限限度額について

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当(経過措置分)の所得制限限度額については、障害基礎年金等の公的年金と同様に据え置く予定である。(別紙「所得制限限度額表」参照)

本 人

特別児童扶養手当(4人世帯・年収)	770.7万円	→	据え置き
その他(2人世帯・年収)	565.6万円	→	据え置き
扶養義務者等(6人世帯・年収)	954.2万円	→	据え置き

(3) 特別児童扶養手当事務取扱交付金について

特別児童扶養手当事務取扱交付金については、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令」(昭和40年政令第270号)に基づき交付されているところであるが、平成22年度事業実績報告及び平成23年度当初交付申請に係る都道府県と市町村の事務費単価については、以下のとおり改定する予定である。

	21年度		22年度
・ 政令第1条第1号に規定する額(都道府県分)	2,346円	→	2,372円
・ 政令第2条に規定する額(市町村分)	1,447円	→	1,505円

(4) 特別児童扶養手当の認定基準の改正について

「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正について」(平成22年10月13日年発第1013第1号厚生労働省年金局長通知)が公布され、「精神の障害」、「呼吸器疾患」、「心疾患」について、近年の医学的知見を踏まえ認定基準及び診断書の見直しが行われたところである。

特別児童扶養手当の支給の対象となる障害の程度は、国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害程度の1級及び2級に相当するものであることから、当該手当についても「精神の障害」、「呼吸器疾患」、「心疾患」について、近年の医学的知見等を踏まえ、認定基準及び診断書の見直しを行い、また、「代謝疾患」においては、認定の標準化を図る観点から認定基準及び診断書の見直しを行うこととし、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領の一部改正について」平成22年11月22日付障発1122第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知(平成22年12月1日から適用)を発出したところであるので、管内市区町村及び関係機関への周知徹底をお願いしたい。

(5) 特別障害者手当の認定基準の改正について

特別障害者手当の障害の認定については、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」の規定に基づき、実施されているところであるが、今般、認定事務をより円滑に行うため、第三の2の(1)の表に該当する視野障害の程度(身障の視覚障害3級相当)を明記し、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準の改正について」平成23年1月11日付障発0111第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知を発出したところであるので、管内市区町村及び関係機関への周知徹底をお願いしたい。

(別紙)

(参考) 所得制限限度額表 (平成14年8月1日改正)

【特別児童扶養手当】

(単位：円)

	扶養親族等の数	本人		配偶者及び扶養義務者	
		収入額	所得額	収入額	所得額
平成23年	0	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
	1	6,862,000	4,976,000	8,596,000	6,536,000
	2	7,284,000	5,356,000	8,832,000	6,749,000
	3	7,707,000	5,736,000	9,069,000	6,962,000
	4	8,129,000	6,116,000	9,306,000	7,175,000
	5	8,551,000	6,496,000	9,542,000	7,388,000
平成22年	0	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
	1	6,862,000	4,976,000	8,596,000	6,536,000
	2	7,284,000	5,356,000	8,832,000	6,749,000
	3	7,707,000	5,736,000	9,069,000	6,962,000
	4	8,129,000	6,116,000	9,306,000	7,175,000
	5	8,551,000	6,496,000	9,542,000	7,388,000

【障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当】

(単位：円)

	扶養親族等の数	本人		配偶者及び扶養義務者	
		収入額	所得額	収入額	所得額
平成23年	0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
	1	5,656,000	3,984,000	8,596,000	6,536,000
	2	6,132,000	4,364,000	8,832,000	6,749,000
	3	6,604,000	4,744,000	9,069,000	6,962,000
	4	7,027,000	5,124,000	9,306,000	7,175,000
	5	7,449,000	5,504,000	9,542,000	7,388,000
平成22年	0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
	1	5,656,000	3,984,000	8,596,000	6,536,000
	2	6,132,000	4,364,000	8,832,000	6,749,000
	3	6,604,000	4,744,000	9,069,000	6,962,000
	4	7,027,000	5,124,000	9,306,000	7,175,000
	5	7,449,000	5,504,000	9,542,000	7,388,000